広報にいつ
発行所 新津市役所
発行人 新津市役所 市長公室
電話代表 ㊀550番
印刷所 坂川印刷工業
毎月一回発行

統一地方選挙 戦後五回目

投票日

県議選 四月十七日
市議選 四月三十日

地方選挙の日程が県議選 四月二日告示 四月十七日投票 市議選 四月二十日告示 四月三十日投票であることは、前号でお知らせしたとおりですが、この選挙は戦後五回目の統一選挙として、臨時特例の法律で期日が定められたものです。

身近かな選挙ですから、無関心や選挙の意義などわかりきったことは、今さら申しませんが、身近かな選挙であるだけに、信実、人情や金銭、過ちなどに惑いといわれていますが、これは誰がいわれているものでもなく、私たち一人一人が評価されているものであることに眼を開いて、四年間政治に参加する日だという、候補者を選ぶようにしましょう。

四年間に一度だけ政治に全有権者が参加する日これが投票日であることを忘れずに。

補充選挙人名簿登録申請

県議 四月四日から七日まで
市議 四月二十三日から二十四日まで

今回の選挙は、昨年の九月十五日現在で新津市に住所を有する者に対して、「新津市選挙人名簿」（通称選挙人名簿という）に登録された者（この名簿を補充選挙人名簿という）が投票引続きを新津市に住所を有する者と、この名簿に登録されなかったが、今度の選挙に当たって選挙権に住所が有ること、申請によって補充選挙人名簿（この名簿を補充選挙人名簿という）に登録された者で、選挙当日満二十歳になる者とこの名簿に登録されなかった者で、満二十歳になる者とが、選挙当日満二十歳になる者とが、選挙当日満二十歳になる者とが、選挙当日